

新潟市における保育士確保に関する連携協定書

新潟市（以下、「甲」という。）、学校法人新潟青陵学園（以下、「乙」という。）、新潟市私立保育協会（以下、「丙」という。）及びキャリアフィールド株式会社（以下、「丁」という。）は、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、新潟市において甲、乙、丙及び丁それぞれが実施する保育士の養成、教育、研修や研究及び保育士確保に資する事業等の連携を図り、もってこどもの豊かで健やかな育ちを支える教育・保育の機会の提供に貢献することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携する。

- （1）保育士の養成、教育、研修や研究
- （2）高校生等を対象とした保育士体験の実施
- （3）保育士養成課程に在籍する学生に向けた各種情報提供
- （4）保育士確保策に係る先進事例等の共有
- （5）その他この協定の目的達成のために必要なこと

（連絡窓口の設置）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、円滑な連携のため、それぞれ連絡窓口を設置するとともに、前条各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲、乙、丙及び丁の合意のうえ、決定する。

（機密の保持）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、本協定により知り得た情報は漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。上記にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合は、甲、乙、丙又は丁以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができる。

（協定の期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定を締結した日の翌日から起算して3回目の3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までにいずれかの当事

者から書面による更新しない旨の通知がない限り本協定は自動更新とするが、有効期間満了の翌日から起算して5回目の3月31日を限りとする。

(費用負担)

第6条 費用が発生する取組については、甲、乙、丙及び丁が協議のうえ、その負担割合を決定するものとする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項、または疑義を生じた事項については、甲、乙、丙及び丁が誠意を持って協議し、別途定める。

本協定の成立を証するため、協定書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が各1通を保有する。

令和7年3月28日

甲 新潟県新潟市中央区学校町通一番町602-1
新潟市
新潟市長

中原 八一

乙 新潟県新潟市中央区水道町1-5939
学校法人新潟青陵学園
理事長

篠田 昭

丙 新潟県新潟市中央区上所2-9-12
フェアリーベル105号室
新潟市私立保育協会

会長

坂上 隆行

丁 東京都渋谷区渋谷3-6-6 渋谷パークビル7階
キャリアフィールド株式会社
代表取締役

都築 裕一